

【第一種・第二種フロン類回収業者の皆さまへ】

「フロン回収・破壊法」に基づく平成25年4月1日～平成26年3月31日のフロン類回収量等について、ご報告ください。

◇ 第一種フロン類回収業者（すべての方）

〔報告期限〕平成26年5月15日（木）締切

◇ 第二種フロン類回収業者（自動車フロン券がついたフロンを平成20年3月31日現在で保管されていた方のみ）

〔報告期限〕平成26年6月30日（月）締切

◇ 報告様式

報告書類は、兵庫県ホームページからも入手できます。

（「県政情報」→「電子入札・申告・申請」→「電子申請・様式提供（申請書等ダウンロード）」→「キーワード：『フロン』で検索」）

◇ 提出先

登録番号（28ではじまる9桁の番号）の5桁目が管轄県民局・県民センターの番号です。

例：281030001（※5桁目が「3」ですので、下表より阪神北県民局になります。）

地域別受付県民局名（住所／電話番号）		
神戸市		
28100	神戸県民センター 〒650-0004	環境課 TEL(078)361-8629 神戸市中央区中山手通6-1-1
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町		
28101	阪神北県民局 〒660-8588	里山・環境課 TEL(0797)83-3101 宝塚市旭町2-4-15
明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町		
28104	東播磨県民局 〒675-8566	環境課 TEL(0794)21-1101 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町		
28105	北播磨県民局 〒673-1431	環境課 TEL(0795)42-5111 加東市社字西柿1075-2
姫路市、神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町		
28102	西播磨県民局 〒678-1205	環境課 TEL(0791)58-2100 赤穂郡上郡町光都2-25
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町		
28107	但馬県民局 〒668-0025	環境課 TEL(0796)23-1001 豊岡市幸町7-11
篠山市、丹波市		
28108	丹波県民局 〒669-3309	環境課 TEL(0795)72-0500 丹波市柏原町柏原688
洲本市、南あわじ市、淡路市		
28109	淡路県民局 〒656-0021	環境課 TEL(0799)22-3541 洲本市塩屋2-4-5

※ 兵庫県では、平成26年4月に県民局組織の再編を予定しています。

上表は、組織再編後の提出先（予定）を記載していますが、**組織名や問い合わせ先などは変更される可能性があります**。詳細については、協議会事務局（下記連絡先参照）までお問い合わせください。

トライアングル 第53号

～県民・事業者・行政が一体となって～

発行：兵庫県フロン回収・処理推進協議会
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁水大気課内）
TEL. 078-362-3285 / FAX. 078-362-3966 URL. <http://www.hardoc.org>



トライアングル

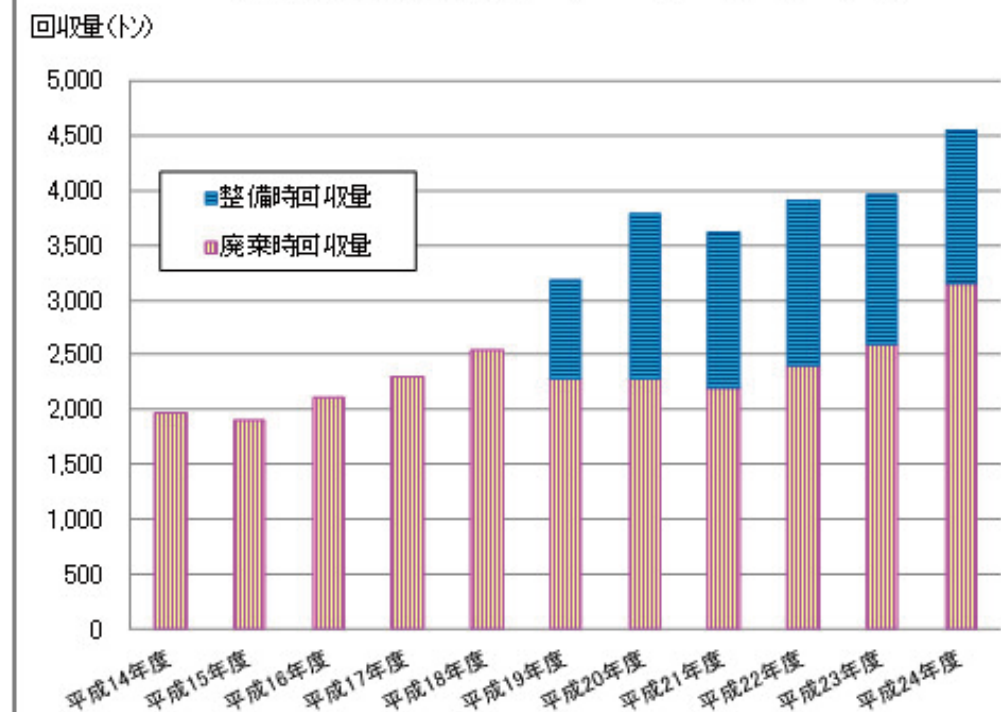
2014.3

【平成24年度のフロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量等の集計結果について】

環境省より、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下「フロン回収・破壊法」という。）に基づく第一種特定製品（業務用エアコン及び業務用冷蔵・冷凍機器。以下「業務用冷凍空調機器」という。）からの平成24年度のフロン類回収量等の全国の集計結果が公表されました。以下に、発表の概要について、ご紹介します。

- 平成24年度に回収されたフロン類の量は約4,543トン（対前年度比約585トン増。以下、括弧内は対前年度比。）、回収された業務用冷凍空調機器の台数は約130万台（約7万台増）で、内訳は以下のとおりです。
 - ・機器の廃棄時等：約3,143トン（約565トン増）、約107万台（8万台増）
 - ・機器の整備時：約1,400トン（約21トン増）、約23万台（約1万台減）
- このうち、廃棄時等回収については、回収量及び回収台数は前年度と比べてそれぞれ約565トン増加（約21.9%増）及び約8万台増加（約8.1%増）しています。
- 冷媒の種類別では、オゾン層破壊物質であるCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）からHFC（ハイドロフルオロカーボン）への代替が進んでいるに伴い、HFCの回収量及び回収台数は前年度に比べてそれぞれ約271トン増加（約29.4%増）及び約10万台増加（約16.2%増）しています。
- このように、業務用冷凍空調機器に係るフロン類の回収は着実に実施されていますが、廃棄時等のフロン類回収率は推計値で約34%と、前年度（約29%）に比較して上昇したものの、依然として低い水準で推移しているため、引き続き、関係省庁や都道府県等と連携して法施行の徹底に取り組みます。また、本年6月に改正された同法に基づき、今後、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化、冷凍空調機器の使用時における漏えい防止に取り組んでまいります。

フロン回収・破壊法に基づくフロン類回収量等の推移



【兵庫県フロン回収・処理推進協議会の取組について】

本協議会の取組の一部について、ご紹介します。

1 第一種フロン類（業務用冷凍空調機器）回収・処理技術講習会の開催

本協議会会員を対象とした技術講習会を県下3会場で開催しました。（本講習会の受講は、兵庫県で「第一種フロン類回収業者登録」の申請を行う際に必要となる条件「フロン類及びフロン類の回収方法に十分な知見を有すること」を満たす資格として認められています。）

今年度は、例年実施しているメニューに加えて、①機器使用時のフロン漏えい点検講習、②実機による技術講習を実施しました。また、昨年6月12日に公布（平成27年4月1日施行予定）された改正フロン回収・破壊法の概要についても改めて説明しました。

今後の技術講習会の内容等について、ご意見・ご要望等がありましたら、ぜひ事務局までご連絡ください。

(1) 開催日時、会場等

① 神戸地域

日 時：平成25年11月1日（金）13:30～17:00
 会 場：三宮国際ビル（神戸市中央区）
 参加者：35名

② 姫路地域

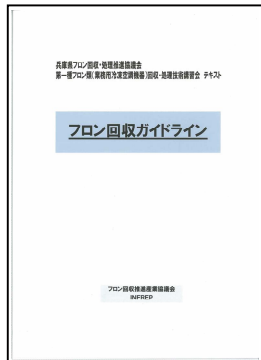
日 時：平成25年12月17日（火）13:30～17:00
 会 場：県立姫路労働会館（姫路市）
 参加者：17名

③ 阪神地域

日 時：平成26年2月13日（木）13:30～17:00
 会 場：尼崎リサーチインキュベーションセンター（尼崎市）
 参加者：26名

(2) 講習内容

- ① フロン回収・破壊法と改正概要について
- ② フロン回収・処理技術について
- ③ フロン漏えい点検について
- ④ 実機による技術講習（回収処理・漏えい点検）
- ⑤ 最新の回収機器・漏えい点検機器の展示・紹介 等



※講習会テキスト「フロン回収ガイドライ（INFREP作成）」の予備が若干ありますので、ご希望の方は事務局までお問い合わせください。



2 フロン回収行程管理票の無償配布＜第一種フロン類（業務用冷凍空調機器）関係＞

廃棄する業務用冷凍空調機器からのフロン回収には行程管理票の交付が義務づけられていますが、本協議会では、会員の皆様へのサービスの充実と行程管理制度の的確な普及を図ることを目的として、行程管理票を無償で配付（年間40枚まで）しています。ぜひご利用下さい。

詳細は、事務局までお問い合わせください。

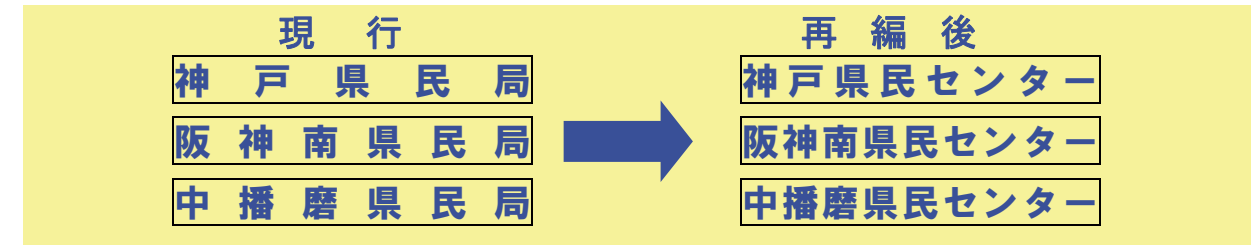
【県民局組織再編のお知らせ】

兵庫県では、第3次行革プランに基づき、簡素で効率的な組織体制を徹底するとともに、効果的・効率的な県民サービスを提供するため、平成26年4月に県民局組織の再編を予定しています。

県民センターへの改組

県では、県民の皆さんに身近なところで総合的な施策を推進し、現地解決型の行政を展開するため、保健・医療・福祉、産業振興、社会基盤整備などの分野の業務を幅広く所管する、総合事務所としての県民局を県下10地域に設置しています。

このうち、政令市又は中核市を所管区域とする神戸県民局、阪神南県民局、中播磨県民局は、他の7県民局に比べて市に多くの権限が移譲されており、総合事務所としての役割や機能が異なることから、「県民センター」に名称を変更し、市との連携のもと、より効果的・効率的な県民サービスの提供をめざします。



※組織再編後もこれまでどおり、現在の事務所の所在地で業務を実施します。
 （事務所の一部の業務については、下記のとおり統合再編を行います。）

事務所の見直し

県民局事務所の一部の業務について統合再編を行い、業務の専門性の向上や機動力の強化を図ります。

【統合再編を行う業務】

- 県民局県民室（県民協働室、県民生活室）の環境課の業務
- 健康福祉事務所の検査室の業務
- 農林水産振興事務所の水産課、漁港課の業務
- 土木事務所のまちづくり建築課、建設業課の業務

環境課の再編内容

環境課の再編内容のみを記載しています。



※環境課の再編に伴い、各種届出・問い合わせ窓口も平成26年4月より変更となります。